

自派、勢力状態、年収、年齢、性別等を記入せり
前課長山本派ニ属スル職工約八十名ハ再に山本、木浦
→ 課長ニ度スハ策動シ居レリ

(2) 本年五月頃ヨリ班長(約六十名)、組長(六名)等ハ工場、於
テ寄々協議、結果別記(二)之項目ニ亘ル嘆願書ヲ作成九月十
八日組長六名代表トナリ松原課長ヲ経テ嘆願書ヲ提出シク
ル。同月二十五日會社ヨリ全部客認シ難キ旨回答アリタル
為メ十月十日班長組長等ハ總辭職ヲ願ヒタリ、為メニ會社
ニ於テハ十二月嘆願書提出ノ主導者ト認ムル別記之名ヲ解
雇スルニ至レリ

六會社側

解雇者五名ニ對シ十月十四日午前九時手當其便一晉ヲ支拂フ
ヘキ旨ヲ言渡シタルニセラ受領セルハ職工野口幸一、ミニテ
他ハ委領セサン為メ十四日午後一時給與金額ヲ受領証明ヲ以

テ失々却送セリ

高残留職工等、對シテハ警告ヲ與フル處アリタリ

七職工側

(1) 解雇セラレタル理由ヲ諒トシ難キニノアリトナシ解雇方直
ニ立川町三一〇乙佐伯權士助方ノ一室ヲ借りテ復職方法
ニ關シ協議、為スト共ニ十四日午後一時ヨリ同家ニ於テ解
雇ニ度スル報告會ヲ開キ約百五十名參集職工ニ對シ簡單ナ
ル報告ヲ行ス等對策協議中ナリ

(2) 残留職工中解雇職工ニ同情セラル木暮平外立名ハ別記(二)
如キ要未書ヲ作成十四日午後一時本社ニ社長ヲ訪ニ提出シ
十五日中回答セラレ度シトテ無事退出セリ
右及申(通)報候也